



誰もが自分らしく生きられる
暮らしづくり

基本目標 IV

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策9 相談機能の充実

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	フェミニストカウンセリングの充実を図り、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努めます。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努めます。	人権推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、生活・福祉・就労等の総合相談の充実を図ります。	関係部局や関係機関と連携の上、障害者相談支援事業を実施する。	障害福祉課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	関係部局や関係機関の連携を強化	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施する。	長寿社会推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	支援が必要な家庭に、関係機関と協力し、支援を行います。	妊娠届をはじめ、困難を抱え支援が必要と把握した人へは、関係機関と協力し、支援会議への参加など連携の強化に努める。	保健推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	複雑かつ多岐にわたる消費者問題に対して、消費生活相談員が関係機関と連携し、問題解決に努めます。	消費生活センターにおいて、様々な消費者問題に対し、消費者相談員が助言を行うとともに、関係機関と連携することで問題解決に向けた支援を行います。	産業観光課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子ども、その家庭及び妊産婦などに対し、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を実施する。	子育て家庭の生活場面ごとの具体的な対応方法を示し、児童・家庭の自立支援を目指す。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
Ⅳ	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を開催し、さまざまな相談窓口の担当者の研修の充実を図ります。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を実施します。	人権推進課

IV	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談窓口の担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては周知を行い参加を促す。	さまざまな相談窓口設置課等において、担当者の育成を実施する。	人事課
IV	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	効果的な支援を実施するため、相談員のスキルアップの促進に努めます。	関係機関が開催する研修を案内し、参加を促すことで、相談員のスキルアップを図ります。	産業観光課

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策10 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<高齢者の就労機会等の拡大>男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めるが、会員の確保および、予算の確保が課題となる。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努める。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<介護保険など地域包括ケアシステム構築の推進>男女平等の視点に立って「泉南市地域包括ケア計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」を推進します。	福祉関係機関との連携強化に努める。	相談、救援活動を行う関係機関との連携を図る。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<障害者の生活自立の支援>男女平等の視点に立って「泉南市障害者計画」などを推進します。	男女平等参画の視点に立って、「第5次泉南市障害者計画」を推進します。	男女平等参画の視点に立って、「第5次泉南市障害者計画」を推進します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<ピアカウンセリングへの支援>ピアカウンセリングへの支援をします。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<在住外国人女性等への支援>言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行います	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行います	人権推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	<在住外国人女性等への支援>言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布することにより、広く情報提供を行う。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課
Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	<ひとり親家庭への経済・生活支援>ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	ひとり親家庭に対し相談を実施し、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の情報提供を行う。又必要に応じて就労支援や自立のための資格取得の支援も行っていく。 ・自立支援教育訓練給付金の給付。 ・高等職業訓練促進給付金の給付。	広報で周知のほか窓口での情報提供、自立のための支援を行っていく(自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金等)貸付についても個々の状況に応じて情報提供をし、申請の受付や関係機関に繋ぐ。	家庭支援課 (子ども給付係)

IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	<ひとり親家庭への就労支援>地域就労支援センターの就労支援を充実します。	地域就労支援センターにおいて、就労支援の充実に努めます。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し、就労支援の充実に図ります。	産業観光課
IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	<養育費の確保のための支援>子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性についての情報提供を随時行う。	離婚前相談等に養育費の必要性や重要性についての情報提供を行い、請求の仕方や養育費の取り決め等について助言を行う。	家庭支援課 (子ども給付係)
IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	<養育費の確保のための支援>子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	養育費についてのパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行っていきます	相談内容に応じ、個別に養育費等に関する情報を提供していくことで、一定の支援を図り、引き続き、相談業務を通じて支援を行っていく。	人権推進課
IV	10	(3)	性の多様性を尊重する環境づくり	<性の多様性に対する理解促進>性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解の促進を図るため、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知や講演会等の開催、さまざまな媒体を活用した情報提供を行います。	性自認や性の多様性について正しい知識を待つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供するとともに、情報誌を作成により、周知・啓発を図る。	「男女平等参画社会づくり講座」や講演会、情報誌「Step」の作成を通じて、性の多様性についても理解を促進していく。	人権推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	<貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実>生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起さないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	広報活動を積極的に行い事業の周知を徹底する。 ・ケースワーカーに貧困家庭への事業の周知依頼 ・校団長会での広報活動 上述取り組みにより生徒数および講師の確保を行い開催箇所数の増に努める	<ul style="list-style-type: none"> ■自立相談支援事業 ・相談支援の実施(新規相談受付) ■住居確保給付金 ・申請者受付及び支給 ■就労準備支援事業 ■学習支援事業 ・週1回学習会を実施 	生活福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	<貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実>生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起さないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、受けられる制度の情報提供を行う。 市立小中学校に通う子どもの教育費の面で、困難を感じられているご家庭に就学援助費を支給する。	福祉関係部署と連携し、適切な情報提供を行う。 令和4年度も引き続き就学援助を実施する。	指導課

IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行う。	留守家庭児童会に登所した在籍児童に対し、留守家庭児童会でのルールを守ることや遊びなどを通じて基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。	生涯学習課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	就労支援や資格取得の為の情報提供を行うことにより、生活の安定と向上を図るとともに、奨学金の利用等について情報提供や貸付の申請受付を行う。	広報や現況時に情報提供、チラシの配架により周知、支援をする。	家庭支援課 (子ども給付係)
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	支援が必要な家庭に、関係機関と協力し、支援を行う。	妊娠届をはじめ、困難を抱え支援が必要と把握した人へは、関係機関と協力し、支援会議への参加など連携の強化に努める。	保健推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	自立支援、就労支援、教育支援等に関する資料の収集、提供を行う。	ハローワーク情報等の提供等、幅広い情報の収集と提供を行う。また、教育支援等の資料の充実を図る。	文化振興課図書館
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	ひとり親家庭や生活困窮者に対して、それぞれの家庭の状況に応じて、自立に必要な情報提供や支援を行います。	関係機関との連携を密接に行い、それぞれの家庭の状況に応じた情報提供や支援を行います。	人権推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	ヤングケアラーに対する理解や認識を深めるため校内研修等の促進、生活困窮家庭への支援を行う。	学校での理解促進のための研修及び学校とSC・SSW等の専門家、家児相、福祉関係機関と連携をとり対応する。	指導課

IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、学校、教育委員会等と情報共有し、連携強化を図る。	ポスター掲示等による市民啓発、関係機関へのリーフレット配布等により啓発をする。	家庭支援課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	関係機関との連携にて、ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	研修会への参加や周知など、相談体制の強化を図る。	障害福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	福祉関係機関との連携強化に努める。	相談、救済活動を行う関係機関との連携を図る。	長寿社会推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	昨年度未実施となった料理教室を今年度実施に向けて計画していきます。	感染症の様子を見ながら、講師との日程調整や内容の確認等を行います。	生涯学習課(青少年センター)
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行う。	留守家庭児童会に登所した在籍児童に対し、留守家庭児童会でのルールを守ることや遊びなどを通じて基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。	生涯学習課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習等の学習機会の提供を行い、朝の読書活動や学級文庫への資料の貸出を行う。	多言語資料を積極的に収集するとともに、子どもが自ら学べる環境の提供に努める。	文化振興課図書館

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策11 ライフステージに対応した健康支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	<ライフサイクルに応じた健康づくりの推進>思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期の健康支援のための情報提供や学習機会を充実します。	女性が生涯にわたり、自分の健康づくりにとりくめるように、情報提供等を実施する。	保健センターで、女性の健康づくり(更年期)の健康教室を開催する。 教育委員会や長寿社会推進課など関係機関と連携し、教室を開催する。 女性のがん検診の受診勧奨等を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	<妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進>女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します。	妊娠期の女性や配偶者が出産・子育てについて理解を深める機会を作る。	妊婦とその家族を対象とした沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」事業や育児サロンを実施し、夫の役割を明確に情報提供していく。父親の参加を勧奨する。 出産後の支援の場(事業案内)を伝え、支援の切れ目がないように支援していく。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	<性差に応じた健康支援の推進>性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます。	女性が生涯にわたり、自分の健康づくりに取り組めるように、情報提供等を実施する。	産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ、産後健診(産後2週間と1か月)を実施する。 女性の健康づくり(更年期)の健康教室を開催する。 がん検診受診勧奨を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	<健康をおびやかす問題についての対策の推進>性感染症や薬物依存、過度の飲酒、喫煙が心身に及ぼす影響などに関する知識の普及や予防のための学習機会を提供します。	飲酒、喫煙を中心に、妊娠届出時や健康教室で伝える。	妊娠届時に飲酒、喫煙をしている場合は、胎児への影響を説明し、禁酒、禁煙指導を行う。 乳幼児健診で、父、母が喫煙している場合は、禁煙外来等情報提供を行う。 健康づくりの教室を開催し、飲酒、喫煙にかんする情報提供等、生活習慣病の予防を推進する。	保健推進課
Ⅳ	11	(2)	性と生殖に関する取組の充実	<リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考えに基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるように啓発を行います。	講座や講演会等を通じ、女性の生涯を通しての健康づくり、また、男性からも女性について理解を深めるように啓発を図ります。	講座や講演会等を通じ、女性を理解するための講座の開催を実施、併せて、関係機関からの啓発冊子や講演の情報等を加配します。	人権推進課